

企 発 第 166 号
平成 17 年 11 月 21 日

企業会計基準委員会 御中

社団法人 日本貿易会
経 理 委 員 会

「ストック・オプション等に関する会計基準（案）」及び「ストック・オプション等
に関する会計基準の適用指針（案）」に関するコメントについて、

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

10月19日に貴会より公表されました公開草案に対しまして、意見を表明する機会を頂き感謝致します。

当会において検討致しました結果、次の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮頂きたく、よろしくお願い申し上げます。

敬具

1. 全般的な要望事項として

ストック・オプションに限らず、IFRS/IAS、FASB とで議論されている事項についてこのように公開草案を出す場合は、IFRS/IAS、SFAS で議論と取扱いを合わせた点、合わせなかった点について、理由も付して整理して頂きたい。

2. 権利確定後の失効の取り扱いについて

日・米・国際会計基準共に、権利確定日前の失効については費用の戻し入れを行うこととなっている。但し一旦権利が確定した後の失効については、米・国際会計基準では費用の修正は一切行わないものの、日本基準では権利不行使による失効分を特別利益にて認識するとしている。

但し、そもそもストックオプションの公正価値算定に当たって使用するオプションプライシングモデルには、株価が行使価格を下回る可能性も考慮されており、結果としての権利不行使も公正価値に織り込まれている。従い権利不行使という理由で一旦認識した費用の取崩を行うことは、報酬をストックオプションの公正価値と同額の現金で支払った場合と比べ、費用の過少計上となり、妥当でない。従い、権利確定後に失効があった場合でも、費用の修正を行わないこととし、これにより米国基準や国際会計基準との整合性を図るべきと考えます。

3. 企業会計基準公開草案第 11 号 第 7 項について

ストック・オプションの評価単価は所定の条件変更の場合を除き、その後は見直さないこととしているが、新規連結や企業買収の場合等、見直すことが妥当と考える場合

も有ると思われる。こうした点についてご検討頂き、取扱いに幅を持たせて頂きたい。

4. 企業会計基準公開草案第11号 第11、54、65項及び設例4などに関して、
未公開企業においては、付与日の本源的価値を見直さないこととなっているが、株式公開目前となっている場合においては当該会社の時価も上昇しているのが通常と考えられることから、公開前のある一定の時点で見直しを行なう等を検討しては如何かと考えます。
5. 企業会計基準公開草案第11号 第57項において、
『ストック・オプションの条件変更日における公正な評価単位が付与日における公正単価を下回る場合には、条件変更により費用を減額させることになるが、このように従業員等にとって有利なものとするにより、かえって費用を減額させるという「パラドックス」を回避するため、』とあるが、本文の「パラドックス」の意味が理解しにくいことから、何と何とが相反する動きとなることを分かりやすく明示願いたい。また、下回る場合において、条件変更前からの会計処理を継続するのではなく、一定の定量基準を設けて、上回る場合と同様に以後追加的な配分計算を行なうことは如何かと考えます。
6. 企業会計基準適用指針公開草案第14号 第10項(2)に関して、
価格観察の頻度にて、「一貫した観察頻度と観察時点で価格を観察し、これをみだりに変更してはならず、日次、週次いずれを採用することも認められる」、とあるが、当該日、当該週における終値なのか、最高(安)値なのか等ふくめ「一貫した観察頻度」を、より具体性をもって定義付けることが必要と考えます。
7. 企業会計基準適用指針公開草案 第24項(2)に関して、
子会社の従業員等に対する親会社株式オプション付与が子会社の報酬体系に組み込まれている場合、従業員等のサービスの消費を「給料手当」として費用認識するのは理解できるが、一方で、同時に報酬を免れたことからの特別利益を「株式報酬受入益」として計上するとあります。これは、かならずセットで起こる事象にもかかわらず、後者を非経常項目である特別利益項目で処理することは、段階利益の表示にゆがみが生じるのではないかと考えます。販売費及び一般管理費の戻りとして計上するか、営業外収益として処理するという処理についても検討願いたい。
8. 外貨建てストックオプションに係る為替換算差額については、(損益処理ではなく)純資産の部で処理されると考えて良いかご確認お願いしたい。
9. 連結財務諸表における取扱いについて
1) コメント募集のご案内の最後にある「本公開草案によりコメントを求める点」に関

して、連結財務諸表における注記において、親会社におけるストック・オプションと連結子会社におけるストック・オプションを対象として想定しているとのことだが、一方、日本基準への統一を目指して間もなく公表されるであろう「在外子会社の会計基準に係る実務対応報告公開草案」では、当面の間、国際財務報告基準または米国会計基準に従って在外子会社が採用した会計処理を連結上利用することも妨げないであり、両者の整合性に十分配慮した上で最終方針を固めていただくようお願いしたい。

2) 連結財務諸表においては、子会社宛投資と子会社の資本は相殺消去されるものであり、子会社が付与したストック・オプションについては、少なくとも権利行使後においては、連結貸借対照表上の資本金には残らないものである。このため、連結財務諸表の注記においては、余程の重要性が無い限り子会社のストック・オプションの開示は不要であると考えます。

3) 連結決算の観点での取り扱いが不明瞭であり、特に持分法についてはストックオプションの発行・行使・失効のいずれの場合でも純資産の金額は変わらず、投資勘定との関係が不明瞭となることから、それぞれのタイミングにおいての会計処理を明示願いたい。

以 上